

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について
新旧対照表

別紙1 介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更案	現行
1	2	3(1)ア	「 <u>介護技能評価試験</u> 」	「 <u>介護技能評価試験(仮称)</u> 」
2	2	3(2)ア	「 <u>国際交流基金日本語基礎テスト</u> 」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「 <u>介護日本語評価試験</u> 」	「 <u>日本語能力判定テスト(仮称)</u> 」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「 <u>介護日本語評価試験(仮称)</u> 」
3	3	5(2)イ	特定技能所属機関は、厚生労働省が組織する「 <u>介護分野における特定技能協議会</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。	特定技能所属機関は、厚生労働省が組織する「 <u>介護分野特定技能協議会(仮称)</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。

別紙2 ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

u003c/divu003e

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更案	現行
1	3	3(2)	「 <u>国際交流基金日本語基礎テスト</u> 」又は「日本語能力試験(N4以上)」	「 <u>日本語能力判定テスト(仮称)</u> 」又は「日本語能力試験(N4以上)」
2	3	5(2)イ	特定技能所属機関は、厚生労働省が設置する、ビルクリーニング分野の業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者で構成する「 <u>ビルクリーニング分野特定技能協議会</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。	特定技能所属機関は、厚生労働省が設置する、ビルクリーニング分野の業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者で構成する「 <u>ビルクリーニング分野特定技能協議会(仮称)</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。

- 2 -

別紙3 素形材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更案	現行																		
1	2	3	「 <u>製造分野特定技能1号評価試験</u> 」	「 <u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)</u> 」																		
2	3	3(2)	「 <u>国際交流基金日本語基礎テスト</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」	「 <u>日本語能力判定テスト(仮称)</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」																		
3	3	5(2)ア	特定技能所属機関は、「 <u>製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。	特定技能所属機関は、「 <u>製造業外国人材受入れ協議会(仮称)</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。																		
4	4, 5	別表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>a. 試験区分 (3(1)関係)</th> <th>b. 業務区分(5(1)関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>製造分野特定技能1号評価試験(鑄造)</u></td> <td>鑄造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>製造分野特定技能1号評価試験(鍛造)</u></td> <td>鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)</td> </tr> </tbody> </table>	項番	a. 試験区分 (3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)	1	<u>製造分野特定技能1号評価試験(鑄造)</u>	鑄造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)	2	<u>製造分野特定技能1号評価試験(鍛造)</u>	鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>a. 試験区分 (3(1)関係)</th> <th>b. 業務区分(5(1)関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(鑄造)</u></td> <td>鑄造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(鍛造)</u></td> <td>鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)</td> </tr> </tbody> </table>	項番	a. 試験区分 (3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)	1	<u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(鑄造)</u>	鑄造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)	2	<u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(鍛造)</u>	鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)
項番	a. 試験区分 (3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)																				
1	<u>製造分野特定技能1号評価試験(鑄造)</u>	鑄造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)																				
2	<u>製造分野特定技能1号評価試験(鍛造)</u>	鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)																				
項番	a. 試験区分 (3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)																				
1	<u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(鑄造)</u>	鑄造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)																				
2	<u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(鍛造)</u>	鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)																				

			3	製造分野特定技能 1号評価試験(ダイ カスト)	ダイカスト(指導者の指示 を理解し、又は、自らの判 断により、溶融金属を金型 に圧入して高い精度の鋳 物を短時間で大量に生産 する作業に従事)		3	製造分野特定技能 1号評価試験(仮 称)(ダイカスト)	ダイカスト(指導者の指示 を理解し、又は、自らの判 断により、溶融金属を金型 に圧入して高い精度の鋳 物を短時間で大量に生産 する作業に従事)
			4	製造分野特定技能 1号評価試験(機械 加工)	機械加工(指導者の指示 を理解し、又は、自らの判 断により、旋盤、フライス 盤、ボール盤等の各種工 作機械や切削工具を用い て金属材料等を加工する 作業に従事)		4	製造分野特定技能 1号評価試験(仮 称)(機械加工)	機械加工(指導者の指示 を理解し、又は、自らの判 断により、旋盤、フライス 盤、ボール盤等の各種工 作機械や切削工具を用い て金属材料等を加工する 作業に従事)
			5	製造分野特定技能 1号評価試験(金属 プレス加工)	金属プレス加工(指導者の 指示を理解し、又は、自ら の判断により、金型を用い て金属材料にプレス機械 で荷重を加えて、曲げ、成 形、絞り等を行い成形する 作業に従事)		5	製造分野特定技能 1号評価試験(仮 称)(金属プレス加 工)	金属プレス加工(指導者の 指示を理解し、又は、自ら の判断により、金型を用い て金属材料にプレス機械 で荷重を加えて、曲げ、成 形、絞り等を行い成形する 作業に従事)
			6	製造分野特定技能 1号評価試験(工場 板金)	工場板金(指導者の指示 を理解し、又は、自らの判 断により、各種工業製品に 使われる金属薄板の加工 ・組立てを行う作業に従 事)		6	製造分野特定技能 1号評価試験(仮 称)(工場板金)	工場板金(指導者の指示 を理解し、又は、自らの判 断により、各種工業製品に 使われる金属薄板の加工 ・組立てを行う作業に従 事)
			7	製造分野特定技能 1号評価試験(めっ き)	めっき(指導者の指示を理 解し、又は、自らの判断に		7	製造分野特定技能 1号評価試験(仮 称)	めっき(指導者の指示を理 解し、又は、自らの判断に

				き)	より、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事)			称)(めつき)	より、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事)
			8	製造分野特定技能 1号評価試験(アルミニウム陽極酸化処理)	アルミニウム陽極酸化処理(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、アルミニウムの表面を酸化させ、酸化アルミニウムの皮膜を生成させる作業に従事)		8	製造分野特定技能 1号評価試験(仮称)(アルミニウム陽極酸化処理)	アルミニウム陽極酸化処理(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、アルミニウムの表面を酸化させ、酸化アルミニウムの皮膜を生成させる作業に従事)
			9	製造分野特定技能 1号評価試験(仕上げ)	仕上げ(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事)		9	製造分野特定技能 1号評価試験(仮称)(仕上げ)	仕上げ(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事)
			10	製造分野特定技能 1号評価試験(機械検査)	機械検査(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事)		10	製造分野特定技能 1号評価試験(仮称)(機械検査)	機械検査(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事)
			11	製造分野特定技能 1号評価試験(機械保全)	機械保全(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事)		11	製造分野特定技能 1号評価試験(仮称)(機械保全)	機械保全(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事)

			12	製造分野特定技能 1号評価試験(塗 装)	塗装(指導者の指示を理 解し、又は、自らの判断に より、塗料を用いて被塗装 物を塗膜で覆う作業に従 事)		12	製造分野特定技能 1号評価試験(仮 称)(塗装)	塗装(指導者の指示を理 解し、又は、自らの判断に より、塗料を用いて被塗装 物を塗膜で覆う作業に従 事)
			13	製造分野特定技能 1号評価試験(溶 接)	溶接(指導者の指示を理 解し、又は、自らの判断に より、熱又は圧力若しくはそ の両者を加え部材を接合 する作業に従事)		13	製造分野特定技能 1号評価試験(仮 称)(溶接)	溶接(指導者の指示を理 解し、又は、自らの判断に より、熱又は圧力若しくはそ の両者を加え部材を接合 する作業に従事)

別紙4 産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し番号	該当ページ(改正後)	変更箇所	変更案	現行																								
1	2	3	「 <u>製造分野特定技能1号評価試験</u> 」	「 <u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)</u> 」																								
2	3	3(2)	「 <u>国際交流基金日本語基礎テスト</u> 」又は「日本語能力試験(N4以上)」	「 <u>日本語能力判定テスト(仮称)</u> 」又は「日本語能力試験(N4以上)」																								
3	3	5(2)ア	特定技能所属機関は、「 <u>製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。	特定技能所属機関は、「 <u>製造業外国人材受入れ協議会(仮称)</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。																								
4	4, 5	別表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>a. 試験区分(3(1)関係)</th> <th>b. 業務区分(5(1)関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>製造分野特定技能1号評価試験(鋳造)</u></td> <td>鋳造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>製造分野特定技能1号評価試験(鍛造)</u></td> <td>鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>製造分野特定技</u></td> <td>ダイカスト(指導者の指示を</td> </tr> </tbody> </table>	項番	a. 試験区分(3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)	1	<u>製造分野特定技能1号評価試験(鋳造)</u>	鋳造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)	2	<u>製造分野特定技能1号評価試験(鍛造)</u>	鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)	3	<u>製造分野特定技</u>	ダイカスト(指導者の指示を	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>a. 試験区分(3(1)関係)</th> <th>b. 業務区分(5(1)関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(鋳造)</u></td> <td>鋳造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(鍛造)</u></td> <td>鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>製造分野特定技</u></td> <td>ダイカスト(指導者の指示を</td> </tr> </tbody> </table>	項番	a. 試験区分(3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)	1	<u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(鋳造)</u>	鋳造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)	2	<u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(鍛造)</u>	鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)	3	<u>製造分野特定技</u>	ダイカスト(指導者の指示を
項番	a. 試験区分(3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)																										
1	<u>製造分野特定技能1号評価試験(鋳造)</u>	鋳造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)																										
2	<u>製造分野特定技能1号評価試験(鍛造)</u>	鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)																										
3	<u>製造分野特定技</u>	ダイカスト(指導者の指示を																										
項番	a. 試験区分(3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)																										
1	<u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(鋳造)</u>	鋳造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)																										
2	<u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(鍛造)</u>	鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)																										
3	<u>製造分野特定技</u>	ダイカスト(指導者の指示を																										

				能1号評価試験 (ダイカスト)	理解し、又は、自らの判断により、溶融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事)				能1号評価試験 (仮称)(ダイカスト)	理解し、又は、自らの判断により、溶融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事)
			4	製造分野特定技能1号評価試験 (機械加工)	機械加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事)			4	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(機械加工)	機械加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事)
			5	製造分野特定技能1号評価試験 (金属プレス加工)	金属プレス加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事)			5	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(金属プレス加工)	金属プレス加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事)
			6	製造分野特定技能1号評価試験 (鉄工)	鉄工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、鉄鋼材の加工、取付け、組立てを行う作業に従事)			6	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(鉄工)	鉄工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、鉄鋼材の加工、取付け、組立てを行う作業に従事)
			7	製造分野特定技能1号評価試験 (工場板金)	工場板金(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事)			7	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(工場板金)	工場板金(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事)
			8	製造分野特定技	めっき(指導者の指示を理解			8	製造分野特定技	めっき(指導者の指示を理解

				能1号評価試験 (めっき)	し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事)				能1号評価試験 (仮称)(めっき)	し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事)
			9	製造分野特定技能1号評価試験 (仕上げ)	仕上げ(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事)		9	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(仕上げ)	仕上げ(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事)	
			10	製造分野特定技能1号評価試験 (機械検査)	機械検査(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事)		10	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(機械検査)	機械検査(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事)	
			11	製造分野特定技能1号評価試験 (機械保全)	機械保全(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事)		11	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(機械保全)	機械保全(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事)	
			12	製造分野特定技能1号評価試験 (電子機器組立て)	電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事)		12	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(電子機器組立て)	電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事)	
			13	製造分野特定技能1号評価試験	電気機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの		13	製造分野特定技能1号評価試験	電気機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの	

				(電気機器組立て)	判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事)			(仮称)(電気機器組立て)	判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事)
			14	製造分野特定技能1号評価試験 (プリント配線板製造)	プリント配線板製造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事)		14	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(プリント配線板製造)	プリント配線板製造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事)
			15	製造分野特定技能1号評価試験 (プラスチック成形)	プラスチック成形(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事)		15	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(プラスチック成形)	プラスチック成形(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事)
			16	製造分野特定技能1号評価試験 (塗装)	塗装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事)		16	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(塗装)	塗装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事)
			17	製造分野特定技能1号評価試験 (溶接)	溶接(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事)		17	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(溶接)	溶接(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事)

			18	製造分野特定技能1号評価試験 (工業包装)	工業包装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事)		18	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(工業包装)	工業包装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事)
--	--	--	----	--------------------------	---	--	----	------------------------------	---

別紙5 電気・電子情報関連産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更案	現行																		
1	3	3	<u>「製造分野特定技能1号評価試験」</u>	<u>「製造分野特定技能1号評価試験(仮称)」</u>																		
2	3	3(2)	<u>「国際交流基金日本語基礎テスト」</u> 又は「日本語能力試験(N4以上)」	<u>「日本語能力判定テスト(仮称)」</u> 又は「日本語能力試験(N4以上)」																		
3	3	5(2)ア	特定技能所属機関は、「 <u>製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。	特定技能所属機関は、「 <u>製造業外国人材受入れ協議会(仮称)</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。																		
4	5, 6	別表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>a. 試験区分(3(1)関係)</th> <th>b. 業務区分(5(1)関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>製造分野特定技能1号評価試験(機械加工)</u></td> <td>機械加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤などの各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>製造分野特定技能1号評価試験(金属プレス加工)</u></td> <td>金属プレス加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り</td> </tr> </tbody> </table>	項番	a. 試験区分(3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)	1	<u>製造分野特定技能1号評価試験(機械加工)</u>	機械加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤などの各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事)	2	<u>製造分野特定技能1号評価試験(金属プレス加工)</u>	金属プレス加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>a. 試験区分(3(1)関係)</th> <th>b. 業務区分(5(1)関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(機械加工)</u></td> <td>機械加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤などの各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(金属プレス加工)</u></td> <td>金属プレス加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り</td> </tr> </tbody> </table>	項番	a. 試験区分(3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)	1	<u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(機械加工)</u>	機械加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤などの各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事)	2	<u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(金属プレス加工)</u>	金属プレス加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り
項番	a. 試験区分(3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)																				
1	<u>製造分野特定技能1号評価試験(機械加工)</u>	機械加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤などの各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事)																				
2	<u>製造分野特定技能1号評価試験(金属プレス加工)</u>	金属プレス加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り																				
項番	a. 試験区分(3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)																				
1	<u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(機械加工)</u>	機械加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤などの各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事)																				
2	<u>製造分野特定技能1号評価試験(仮称)(金属プレス加工)</u>	金属プレス加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り																				

				等を行い成形する作業に従事)			等を行い成形する作業に従事)	
			3	製造分野特定技能1号評価試験 (工場板金)	工場板金(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使用される金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事)	3	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(工場板金)	工場板金(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使用される金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事)
			4	製造分野特定技能1号評価試験 (めっき)	めっき(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事)	4	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(めっき)	めっき(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事)
			5	製造分野特定技能1号評価試験 (仕上げ)	仕上げ(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事)	5	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(仕上げ)	仕上げ(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事)
			6	製造分野特定技能1号評価試験 (機械保全)	機械保全(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事)	6	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(機械保全)	機械保全(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事)
			7	製造分野特定技能1号評価試験 (電子機器組立て)	電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を	7	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(電子機器組立て)	電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を

				行う作業に従事)				行う作業に従事)	
			8	製造分野特定技能1号評価試験 (電気機器組立て)	電気機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事)		8	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(電気機器組立て)	電気機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事)
			9	製造分野特定技能1号評価試験 (プリント配線板製造)	プリント配線板製造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事)		9	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(プリント配線板製造)	プリント配線板製造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事)
			10	製造分野特定技能1号評価試験 (プラスチック成形)	プラスチック成形(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事)		10	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(プラスチック成形)	プラスチック成形(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事)
			11	製造分野特定技能1号評価試験 (塗装)	塗装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事)		11	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(塗装)	塗装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事)
			12	製造分野特定技能1号評価試験 (溶接)	溶接(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事)		12	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(溶接)	溶接(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事)

			13	製造分野特定技能1号評価試験 (工業包装)	工業包装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事)		13	製造分野特定技能1号評価試験 (仮称)(工業包装)	工業包装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事)
--	--	--	----	--------------------------	---	--	----	------------------------------	---

別紙6 建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更案	現行
1	1, 2	2(2)	<p>(生産性向上のための取組)</p> <p>生産性向上に係る具体的な施策としては、<u>令和7年度</u> (2025 年度)までに建設現場の生産性を2割向上させるという目標等を踏まえながら、施工時期の平準化、新技術導入やICT等の活用によるi-Constructionの推進、建設リカレント教育や多能工化の推進等による人材育成の強化等に取り組んでいるところである。今後はこれらに加えて、建設生産・管理システムのあらゆる段階におけるICT等の活用、建設キャリアアップシステムを活用した現場管理の効率化等の取組を進めることとしている。こうした取組を通じて、年間1%程度の労働効率化につなげていくこととしている。</p> <p>(国内人材確保のための取組)</p> <p>国内人材確保に係る具体的な施策としては、平成 23 年度以降6年連続での公共工事設計労務単価の引上げ、社会保険の加入徹底等による建設技能者の処遇改善に向けた取組のほか、建設業の魅力を積極的に発信し、建設業を希望する入職者を増やす取組を行っているところであり、例えば、新規学卒者の建設技能者を含めた建設業入職者数は、平成 24 年の約 3.3 万人から平成 29 年は約4万人に増加するなど、増加が確認されている。</p> <p>今後はこれらに加えて、建設キャリアアップシステムの活用</p>	<p>(生産性向上のための取組)</p> <p>生産性向上に係る具体的な施策としては、<u>平成 37 年度</u> (2025 年度)までに建設現場の生産性を2割向上させるという目標等を踏まえながら、施工時期の平準化、新技術導入やICT等の活用によるi-Constructionの推進、建設リカレント教育や多能工化の推進等による人材育成の強化等に取り組んでいるところである。今後はこれらに加えて、建設生産・管理システムのあらゆる段階におけるICT等の活用、建設キャリアアップシステムを活用した現場管理の効率化等の取組を進めることとしている。こうした取組を通じて、年間1%程度の労働効率化につなげていくこととしている。</p> <p>(国内人材確保のための取組)</p> <p>国内人材確保に係る具体的な施策としては、平成 23 年度以降6年連続での公共工事設計労務単価の引上げ、社会保険の加入徹底等による建設技能者の処遇改善に向けた取組のほか、建設業の魅力を積極的に発信し、建設業を希望する入職者を増やす取組を行っているところであり、例えば、新規学卒者の建設技能者を含めた建設業入職者数は、平成 24 年の約 3.3 万人から平成 29 年は約4万人に増加するなど、増加が確認されている。</p> <p>今後はこれらに加えて、建設キャリアアップシステムの構</p>

			<p>等によって建設技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し、適正な評価と処遇につなげる取組を更に進めるとともに、適正な工期設定・施工時期の平準化等による長時間労働の是正等、建設業における働き方改革についても推進することとしている。こうした取組を通じて、若者・女性の入職、高齢者の更なる活躍等を促進し、近年の新規学卒者における建設業の入職実績等も踏まえながら、施策を講じなかった場合と比べて1万人～2万人程度の就労人口の純増を図ることとしている。</p>	<p>策等によって建設技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し、適正な評価と処遇につなげる取組を更に進めるとともに、適正な工期設定・施工時期の平準化等による長時間労働の是正等、建設業における働き方改革についても推進することとしている。こうした取組を通じて、若者・女性の入職、高齢者の更なる活躍等を促進し、近年の新規学卒者における建設業の入職実績等も踏まえながら、施策を講じなかった場合と比べて1万人～2万人程度の就労人口の純増を図ることとしている。</p>
2	2	2(3)	<p>建設分野においては、高齢の熟練技能者の大量引退が始まりつつあり、現在の年齢構成等を踏まえれば、平成30年度には建設技能者約329万人、令和5年度には約326万人となると見込んでいる。一方で、建設業従事者の長時間労働を、製造業を下回る水準まで減少させるなどの働き方改革の進展を踏まえ、必要となる労働力を平成30年度は約331万人、令和5年度には約347万人と見込んでいる。このため、建設技能者の人手不足数は、平成30年度時点で約2万人、令和5年度時点で約21万人と推計している。</p> <p>また、平成29年度の建設分野の有効求人倍率は4.13倍となっていることを踏まえても、建設分野における人手不足は深刻な状況であるといえる。</p> <p>毎月実施している建設労働需給調査(国土交通省)等によると、大規模災害からの復旧・復興工事や国土強靱化対策、様々な地域で行われるプロジェクト等に応じて、地域によっては人手不足感が強くなっていることがわかる。</p> <p>以上のような建設分野において深刻化する人手不足に対応するため、同分野においては、官民を挙げて上記(2)の取組を進めることとしており、今後5年間で、令和5年度時点の</p>	<p>建設分野においては、高齢の熟練技能者の大量引退が始まりつつあり、現在の年齢構成等を踏まえれば、平成30年度には建設技能者約329万人、平成35年度には約326万人となると見込んでいる。一方で、建設業従事者の長時間労働を、製造業を下回る水準まで減少させるなどの働き方改革の進展を踏まえ、必要となる労働力を平成30年度は約331万人、平成35年度には約347万人と見込んでいる。このため、建設技能者の人手不足数は、平成30年度時点で約2万人、平成35年度時点で約21万人と推計している。</p> <p>また、平成29年度の建設分野の有効求人倍率は4.13倍となっていることを踏まえても、建設分野における人手不足は深刻な状況であるといえる。</p> <p>毎月実施している建設労働需給調査(国土交通省)等によると、大規模災害からの復旧・復興工事や国土強靱化対策、様々な地域で行われるプロジェクト等に応じて、地域によっては人手不足感が強くなっていることがわかる。</p> <p>以上のような建設分野において深刻化する人手不足に対応するため、同分野においては、官民を挙げて上記(2)の取組を進めることとしており、今後5年間で、平成35年度時点</p>

			<p>人手不足の見込数 21 万人のうち、生産性向上の取組により 16 万人程度の労働効率化を図りつつ、国内人材確保の取組により、施策を講じなかった場合と比べて1万人～2万人程度の就労人口の純増を図ることとしている。</p> <p>このような取組を行ってもなお生じる人手不足について、一定の専門性・技能を有する外国人の受入れで充足することが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。</p>	<p>の人手不足の見込数 21 万人のうち、生産性向上の取組により 16 万人程度の労働効率化を図りつつ、国内人材確保の取組により、施策を講じなかった場合と比べて1万人～2万人程度の就労人口の純増を図ることとしている。</p> <p>このような取組を行ってもなお生じる人手不足について、一定の専門性・技能を有する外国人の受入れで充足することが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。</p>												
3	3	3(1)イ	「 <u>国際交流基金日本語基礎テスト</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」	「 <u>日本語能力判定テスト(仮称)</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」												
4	4	5(2)ア①	・ <u>建設分野特定技能1号評価試験</u> (以下「試験」という。)の実施に係る建設業者団体間の調整	・ <u>建設分野特定技能1号評価試験(仮称)</u> (以下「試験」という。)の実施に係る建設業者団体間の調整												
5	4	5(2)イ④	特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、 <u>当該外国人が十分に理解することができる言語</u> で書面を交付して説明すること。	特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、 <u>母国語</u> で書面を交付して説明すること。												
6	6, 7	別表1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>a. 試験区分(3(1)ア関係)</th> <th>b. 業務区分(5(1)ア関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工)</u>又は技能検定3級(型枠施工)</td> <td>型枠施工(指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事)</td> </tr> </tbody> </table>	項番	a. 試験区分(3(1)ア関係)	b. 業務区分(5(1)ア関係)	1	<u>建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工)</u> 又は技能検定3級(型枠施工)	型枠施工(指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>a. 試験区分(3(1)ア関係)</th> <th>b. 業務区分(5(1)ア関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>建設分野特定技能1号評価試験(仮称)(型枠施工)</u>又は技能検定3級(型枠施工)</td> <td>型枠施工(指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事)</td> </tr> </tbody> </table>	項番	a. 試験区分(3(1)ア関係)	b. 業務区分(5(1)ア関係)	1	<u>建設分野特定技能1号評価試験(仮称)(型枠施工)</u> 又は技能検定3級(型枠施工)	型枠施工(指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事)
項番	a. 試験区分(3(1)ア関係)	b. 業務区分(5(1)ア関係)														
1	<u>建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工)</u> 又は技能検定3級(型枠施工)	型枠施工(指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事)														
項番	a. 試験区分(3(1)ア関係)	b. 業務区分(5(1)ア関係)														
1	<u>建設分野特定技能1号評価試験(仮称)(型枠施工)</u> 又は技能検定3級(型枠施工)	型枠施工(指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事)														

			2	<u>建設分野特定技能1号評価試験(左官)</u> 又は技能検定3級(左官)	左官(指導者の指示・監督を受けながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業(セメントモルタル、石膏プラスター、既調合モルタル、漆喰等)に従事)		2	<u>建設分野特定技能1号評価試験(仮称)(左官)</u> 又は技能検定3級(左官)	左官(指導者の指示・監督を受けながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業(セメントモルタル、石膏プラスター、既調合モルタル、漆喰等)に従事)
			3	<u>建設分野特定技能1号評価試験(コンクリート圧送)</u>	コンクリート圧送(指導者の指示・監督を受けながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事)		3	<u>建設分野特定技能1号評価試験(仮称)(コンクリート圧送)</u>	コンクリート圧送(指導者の指示・監督を受けながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事)
			4	<u>建設分野特定技能1号評価試験(トンネル推進工)</u>	トンネル推進工(指導者の指示・監督を受けながら、地下等を掘削し管きよを構築する作業に従事)		4	<u>建設分野特定技能1号評価試験(仮称)(トンネル推進工)</u>	トンネル推進工(指導者の指示・監督を受けながら、地下等を掘削し管きよを構築する作業に従事)
			5	<u>建設分野特定技能1号評価試験(建設機械施工)</u>	建設機械施工(指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締固め等の作業に従事)		5	<u>建設分野特定技能1号評価試験(仮称)(建設機械施工)</u>	建設機械施工(指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締固め等の作業に従事)
			6	<u>建設分野特定技能1号評価試験(土工)</u>	土工(指導者の指示・監督を受けながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事)		6	<u>建設分野特定技能1号評価試験(仮称)(土工)</u>	土工(指導者の指示・監督を受けながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事)

			7	建設分野特定技能1号評価試験(屋根ふき)又は技能検定3級(かわらぶき)	屋根ふき(指導者の指示・監督を受けながら、下葺き材の施工や瓦等の材料を用いて屋根をふく作業に従事)		7	建設分野特定技能1号評価試験(仮称)(屋根ふき)又は技能検定3級(かわらぶき)	屋根ふき(指導者の指示・監督を受けながら、下葺き材の施工や瓦等の材料を用いて屋根をふく作業に従事)
			8	建設分野特定技能1号評価試験(電気通信)	電気通信(指導者の指示・監督を受けながら、通信機器の設置、通信ケーブルの敷設等の電気通信工事の作業に従事)		8	建設分野特定技能1号評価試験(仮称)(電気通信)	電気通信(指導者の指示・監督を受けながら、通信機器の設置、通信ケーブルの敷設等の電気通信工事の作業に従事)
			9	建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋施工)又は技能検定3級(鉄筋施工)	鉄筋施工(指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事)		9	建設分野特定技能1号評価試験(仮称)(鉄筋施工)又は技能検定3級(鉄筋施工)	鉄筋施工(指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事)
			10	建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋継手)	鉄筋継手(指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋の溶接継手、圧接継手の作業に従事)		10	建設分野特定技能1号評価試験(仮称)(鉄筋継手)	鉄筋継手(指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋の溶接継手、圧接継手の作業に従事)
			11	建設分野特定技能1号評価試験(内装仕上げ)又は技能検定3級(内装仕上げ施工)	内装仕上げ(指導者の指示・監督を受けながら、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事)		11	建設分野特定技能1号評価試験(仮称)(内装仕上げ)又は技能検定3級(内装仕上げ施工)	内装仕上げ(指導者の指示・監督を受けながら、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事)
					表装(指導者の指示・監督を受けながら、壁紙下地の調整、壁				表装(指導者の指示・監督を受

				紙の張付け等の作業に従事)			けながら、壁紙下地の調整、壁紙の張付け等の作業に従事)
			12	建設分野特定技能1号評価試験(とび)又は技能検定3級(とび)	とび(指導者の指示・監督を受けながら、仮設の建築物、掘削、土止め及び地業、躯体工事の組立て又は解体等の作業に従事)	(新規)	
			13	建設分野特定技能1号評価試験(建築大工)又は技能検定3級(建築大工)	建築大工(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取り付け等の作業に従事)	(新規)	
			14	建設分野特定技能1号評価試験(配管)又は技能検定3級(配管)	配管(指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事)	(新規)	
			15	建設分野特定技能1号評価試験(建築板金)又は技能検定3級(建築板金(内外装板金作業))	建築板金(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の内装(内壁、天井等)、外装(外壁、屋根、雨どい等)に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事)	(新規)	
			16	建設分野特定技能1号評価試験(保温保冷)	保温保冷(指導者の指示・監督を受けながら、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の各種設	(新規)	

					備の保温保冷工事作業に従事)				
			17	建設分野特定技能1号評価試験(吹付ウレタン断熱)	吹付ウレタン断熱(指導者の指示・監督を受けながら、吹付ウレタン断熱工事等作業に従事)	(新規)			
			18	建設分野特定技能1号評価試験(海洋土工)	海洋土工(指導者の指示・監督を受けながら、水際線域、水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事)	(新規)			
7	8, 9	別表2	項番	a. 試験区分(3(2)ア関係)	b. 業務区分(5(1)イ関係)	項番	a. 試験区分(3(2)ア関係)	b. 業務区分(5(1)イ関係)	
			1	建設分野特定技能2号評価試験(型枠施工)又は技能検定1級(型枠施工)	型枠施工(複数の建設技能者を指導しながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事し、工程を管理)	1	建設分野特定技能2号評価試験(仮称)(型枠施工)又は技能検定1級(型枠施工)	型枠施工(複数の建設技能者を指導しながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事し、工程を管理)	
			2	建設分野特定技能2号評価試験(左官)又は技能検定1級(左官)	左官(複数の建設技能者を指導しながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業(セメントモルタル、石膏プラスター、既調合モルタル、漆喰等)に従事し、工程を管理)	2	建設分野特定技能2号評価試験(仮称)(左官)又は技能検定1級(左官)	左官(複数の建設技能者を指導しながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業(セメントモルタル、石膏プラスター、既調合モルタル、漆喰等)に従事し、工程を管理)	
			3	建設分野特定	コンクリート圧送(複数の建設技	3	建設分野特定	コンクリート圧送(複数の建設技	

				技能2号評価試験(コンクリート圧送)又は技能検定1級(コンクリート圧送施工)	能者を指導しながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事し、工程を管理)			技能2号評価試験(仮称)(コンクリート圧送)又は技能検定1級(コンクリート圧送施工)	能者を指導しながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事し、工程を管理)
			4	建設分野特定技能2号評価試験(トンネル推進工)	トンネル推進工(複数の建設技能者を指導しながら、地下等を掘削し管きよを構築する作業に従事し、工程を管理)		4	建設分野特定技能2号評価試験(仮称)(トンネル推進工)	トンネル推進工(複数の建設技能者を指導しながら、地下等を掘削し管きよを構築する作業に従事し、工程を管理)
			5	建設分野特定技能2号評価試験(建設機械施工)	建設機械施工(複数の建設技能者を指導しながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締固め等の作業に従事し、工程を管理)		5	建設分野特定技能2号評価試験(仮称)(建設機械施工)	建設機械施工(複数の建設技能者を指導しながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締固め等の作業に従事し、工程を管理)
			6	建設分野特定技能2号評価試験(土工)	土工(複数の建設技能者を指導しながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事し、工程を管理)		6	建設分野特定技能2号評価試験(仮称)(土工)	土工(複数の建設技能者を指導しながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事し、工程を管理)
			7	建設分野特定技能2号評価試験(屋根ふき)又は技能検定1級(かわらぶき)	屋根ふき(複数の建設技能者を指導しながら、下葺き材の施工や瓦等の材料を用いて屋根をふく作業に従事し、工程を管理)		7	建設分野特定技能2号評価試験(仮称)(屋根ふき)又は技能検定1級(かわらぶき)	屋根ふき(複数の建設技能者を指導しながら、下葺き材の施工や瓦等の材料を用いて屋根をふく作業に従事し、工程を管理)
			8	建設分野特定技能2号評価試験(電気通信)	電気通信(複数の建設技能者を指導しながら、通信機器の設置、通信ケーブルの敷設等の		8	建設分野特定技能2号評価試験(仮称)(電気	電気通信(複数の建設技能者を指導しながら、通信機器の設置、通信ケーブルの敷設等の

				作業に従事し、工程を管理)			通信)	作業に従事し、工程を管理)
		9	建設分野特定技能2号評価試験(鉄筋施工)又は技能検定1級(鉄筋施工)	鉄筋施工(複数の建設技能者を指導しながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事し、工程を管理)		9	建設分野特定技能2号評価試験(仮称)(鉄筋施工)又は技能検定1級(鉄筋施工)	鉄筋施工(複数の建設技能者を指導しながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事し、工程を管理)
		10	建設分野特定技能2号評価試験(鉄筋継手)	鉄筋継手(複数の建設技能者を指導しながら、鉄筋の溶接継手、圧接継手の作業に従事し、工程を管理)		10	建設分野特定技能2号評価試験(仮称)(鉄筋継手)	鉄筋継手(複数の建設技能者を指導しながら、鉄筋の溶接継手、圧接継手の作業に従事し、工程を管理)
		11	建設分野特定技能2号評価試験(内装仕上げ)又は技能検定1級(内装仕上げ施工、表装)	内装仕上げ(複数の建設技能者を指導しながら、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事し、工程を管理) 表装(複数の建設技能者を指導しながら、壁紙下地の調整、壁紙の張付け等の作業に従事し、工程を管理)		11	建設分野特定技能2号評価試験(仮称)(内装仕上げ)又は技能検定1級(内装仕上げ施工、表装)	内装仕上げ(複数の建設技能者を指導しながら、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事し、工程を管理) 表装(複数の建設技能者を指導しながら、壁紙下地の調整、壁紙の張付け等の作業に従事し、工程を管理)
		12	建設分野特定技能2号評価試験(とび)又は技能検定1級(とび)	とび(複数の建設技能者を指導しながら、仮設の建築物、掘削、土止め及び地業、躯体工事の組立て又は解体等の作業に従事し、工程を管理)		(新規)		
		13	建設分野特定	建築大工(複数の建設技能者				

				技能2号評価試験(建築大工)又は技能検定1級(建築大工)	を指導しながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取り付け等の作業に従事し、工程を管理)	(新規)		
			14	建設分野特定技能2号評価試験(配管)又は技能検定1級(配管)	配管(複数の建設技能者を指導しながら、配管加工・組立て等の作業に従事し、工程を管理)	(新規)		
			15	建設分野特定技能2号評価試験(建築板金)又は技能検定1級(建築板金(内外装板金作業・ダクト板金作業))	建築板金(複数の建設技能者を指導しながら、建築物の内装(内壁、天井等)、外装(外壁、屋根、雨どい等)に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事し、工程を管理)	(新規)		
			16	建設分野特定技能2号評価試験(保温保冷)又は技能検定1級(熱絶縁施工(保温保冷工事作業))	保温保冷(複数の建設技能者を指導しながら、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業に従事し、工程を管理)	(新規)		
			17	建設分野特定技能2号評価試験(吹付ウレタン断熱)又は技能	吹付ウレタン断熱(複数の建設技能者を指導しながら、吹付ウレタン断熱工事等作業に従事し、工程を管理)	(新規)		

				検定1級(熱絶縁施工(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業))				
			18	建設分野特定技能2号評価試験(海洋土工)	海洋土工(複数の建設技能者を指導しながら、水際線域、水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事し、工程を管理)			
							(新規)	

別紙7 造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更案	現行
1	2	2(3)	<p>造船・船用工業は、裾野の広い労働集約型産業として、国内に生産拠点を維持し、その殆どが地方圏に存在している。特に瀬戸内や九州には、造船・船用工業が主要産業として経済、雇用において中核的な役割を担っている地域が多数存在している。地域に立地する造船・船用工業にあつては、少子高齢化・生産年齢人口減少が急激に進んでいることに加えて、若者の地方から都市部への流出により、日本人の若手就労者の確保に苦勞している状況である。</p> <p>足元の人手不足の状況については、造船・船用工業分野における主な職種の平成 29 年度の有効求人倍率は、溶接(金属溶接・溶断工)2.50 倍、塗装(塗装工)4.30 倍、鉄工(鉄工、製缶工)4.21 倍、仕上げ(めっき工、金属研磨工)4.41 倍、機械加工(数値制御金属工作機械工)3.45 倍、電気機器組立て(電気工事作業員)2.89 倍となっているなど深刻な人手不足状況にあり、現時点で 6,400 人程度の人手不足が生じていると推計している。</p> <p>制度開始5年後(令和5年度)の人手不足見込みについては、交通政策審議会の答申に掲げられた我が国造船・船用工業の目標「2025 年の世界の新造船建造量のシェア3割を獲得」を達成するために必要となる労働力等から算定し、2 万 2,000 人程度の人手不足が生じると推計している。</p>	<p>造船・船用工業は、裾野の広い労働集約型産業として、国内に生産拠点を維持し、その殆どが地方圏に存在している。特に瀬戸内や九州には、造船・船用工業が主要産業として経済、雇用において中核的な役割を担っている地域が多数存在している。地域に立地する造船・船用工業にあつては、少子高齢化・生産年齢人口減少が急激に進んでいることに加えて、若者の地方から都市部への流出により、日本人の若手就労者の確保に苦勞している状況である。</p> <p>足元の人手不足の状況については、造船・船用工業分野における主な職種の平成 29 年度の有効求人倍率は、溶接(金属溶接・溶断工)2.50 倍、塗装(塗装工)4.30 倍、鉄工(鉄工、製缶工)4.21 倍、仕上げ(めっき工、金属研磨工)4.41 倍、機械加工(数値制御金属工作機械工)3.45 倍、電気機器組立て(電気工事作業員)2.89 倍となっているなど深刻な人手不足状況にあり、現時点で 6,400 人程度の人手不足が生じていると推計している。</p> <p>制度開始5年後(平成 35 年度)の人手不足見込みについては、交通政策審議会の答申に掲げられた我が国造船・船用工業の目標「2025 年の世界の新造船建造量のシェア3割を獲得」を達成するために必要となる労働力等から算定し、2 万 2,000 人程度の人手不足が生じると推計している。</p>

			造船・船用工業は、四面を海に囲まれた我が国にとって不可欠な海上輸送に要する船舶を安定的に供給し、また、裾野が広い労働集約型産業として地域の経済・雇用にも貢献している非常に重要な産業である。造船・船用工業の持続的な発展を図るためには、造船・船用工業について一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが、造船・船用工業の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。	造船・船用工業は、四面を海に囲まれた我が国にとって不可欠な海上輸送に要する船舶を安定的に供給し、また、裾野が広い労働集約型産業として地域の経済・雇用にも貢献している非常に重要な産業である。造船・船用工業の持続的な発展を図るためには、造船・船用工業について一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが、造船・船用工業の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。																								
2	3	3(1)イ	「 <u>国際交流基金日本語基礎テスト</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」	「 <u>日本語能力判定テスト(仮称)</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」																								
3	3	3(2)ア	「 <u>造船・船用工業分野特定技能2号試験(溶接)</u> 」	「 <u>造船・船用工業分野特定技能2号試験(仮称)(溶接)</u> 」																								
4	3	5(2)ア	特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「 <u>造船・船用工業分野特定技能協議会</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。	特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「 <u>造船・船用工業分野特定技能協議会(仮称)</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。																								
5	5	別表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>a. 試験区分(3(1)関係)</th> <th>b. 業務区分(5(1)関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>造船・船用工業分野特定技能1号試験(溶接)</u></td> <td>溶接(手溶接、半自動溶接)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>造船・船用工業分野特定技能1号試験(塗装)</u>又は技能検定3級(塗装)</td> <td>塗装(金属塗装作業、噴霧塗装作業)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>造船・船用工業</u></td> <td>鉄工(構造物鉄工作業)</td> </tr> </tbody> </table>	項番	a. 試験区分(3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)	1	<u>造船・船用工業分野特定技能1号試験(溶接)</u>	溶接(手溶接、半自動溶接)	2	<u>造船・船用工業分野特定技能1号試験(塗装)</u> 又は技能検定3級(塗装)	塗装(金属塗装作業、噴霧塗装作業)	3	<u>造船・船用工業</u>	鉄工(構造物鉄工作業)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>a. 試験区分(3(1)関係)</th> <th>b. 業務区分(5(1)関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(溶接)</u></td> <td>溶接(手溶接、半自動溶接)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(塗装)</u>又は技能検定3級(塗装)</td> <td>塗装(金属塗装作業、噴霧塗装作業)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>造船・船用工業</u></td> <td>鉄工(構造物鉄工作業)</td> </tr> </tbody> </table>	項番	a. 試験区分(3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)	1	<u>造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(溶接)</u>	溶接(手溶接、半自動溶接)	2	<u>造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(塗装)</u> 又は技能検定3級(塗装)	塗装(金属塗装作業、噴霧塗装作業)	3	<u>造船・船用工業</u>	鉄工(構造物鉄工作業)
項番	a. 試験区分(3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)																										
1	<u>造船・船用工業分野特定技能1号試験(溶接)</u>	溶接(手溶接、半自動溶接)																										
2	<u>造船・船用工業分野特定技能1号試験(塗装)</u> 又は技能検定3級(塗装)	塗装(金属塗装作業、噴霧塗装作業)																										
3	<u>造船・船用工業</u>	鉄工(構造物鉄工作業)																										
項番	a. 試験区分(3(1)関係)	b. 業務区分(5(1)関係)																										
1	<u>造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(溶接)</u>	溶接(手溶接、半自動溶接)																										
2	<u>造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(塗装)</u> 又は技能検定3級(塗装)	塗装(金属塗装作業、噴霧塗装作業)																										
3	<u>造船・船用工業</u>	鉄工(構造物鉄工作業)																										

				分野特定技能1号試験(鉄工)又は技能検定3級(鉄工)			分野特定技能1号試験(仮称)(鉄工)又は技能検定3級(鉄工)		
			4	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仕上げ)又は技能検定3級(仕上げ)	仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)		4	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(仕上げ)又は技能検定3級(仕上げ)	仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)
			5	造船・船用工業分野特定技能1号試験(機械加工)又は技能検定3級(機械加工)	機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)		5	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(機械加工)又は技能検定3級(機械加工)	機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)
			6	造船・船用工業分野特定技能1号試験(電気機器組立て)又は技能検定3級(電気機器組立て)	電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)		6	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮称)(電気機器組立て)又は技能検定3級(電気機器組立て)	電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)

別紙8 自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更案	現行
1	2	3(1)	「 <u>自動車整備分野特定技能評価試験</u> 」又は「自動車整備士技能検定試験3級」	「 <u>自動車整備特定技能評価試験(仮称)</u> 」又は「自動車整備士技能検定試験3級」
2	2	3(2)	「 <u>国際交流基金日本語基礎テスト</u> 」又は「日本語能力試験(N4以上)」	「 <u>日本語能力判定テスト(仮称)</u> 」又は「日本語能力試験(N4以上)」
3	3	5(2)ア	特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「 <u>自動車整備分野特定技能協議会</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。	特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「 <u>自動車整備特定技能協議会(仮称)</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。

別紙9 航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更案	現行
1	1, 2	2(2)	<p>航空分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、IT技術や新型機器の導入推進、労働条件や職場環境の改善等に取り組んでいる。</p> <p>(生産性向上のための取組)</p> <p>生産性向上については、業務のマルチタスク化、IT技術や新型機器の導入による作業の効率化、新型航空機の導入による作業工数の縮減等を図っている。また、シミュレーターによる支援車両操作訓練等の導入により実機材を使用しないことで、平成 28 年下期では延べ4か月程度であった訓練期間を平成 29 年下期では延べ2か月程度に短縮する例等、人材育成の効率化に取り組んでいる。さらに、平成 30 年に設置した「航空イノベーション推進官民連絡会」において、官民連携により、<u>令和2年(2020 年)までの空港グランドハンドリングでの省力化技術の導入、令和 12 年(2030 年)までの自動化技術の導入</u>という目標を設定し、現在、貨物運搬車等の支援車両の自動走行や旅客搭乗橋の自動装着等、先端技術の活用に向けた実証実験を行っており、業務の省力化・効率化に取り組んでいる。具体的には、平成 30 年度内に空港制限区域内における乗客・乗員等の輸送を想定した自動走行の実証実験を4空港8件予定しており、さらに<u>令和元年度以降も取組を拡大していく</u>予定である。</p>	<p>航空分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、IT技術や新型機器の導入推進、労働条件や職場環境の改善等に取り組んでいる。</p> <p>(生産性向上のための取組)</p> <p>生産性向上については、業務のマルチタスク化、IT技術や新型機器の導入による作業の効率化、新型航空機の導入による作業工数の縮減等を図っている。また、シミュレーターによる支援車両操作訓練等の導入により実機材を使用しないことで、平成 28 年下期では延べ4か月程度であった訓練期間を平成 29 年下期では延べ2か月程度に短縮する例等、人材育成の効率化に取り組んでいる。さらに、平成 30 年に設置した「航空イノベーション推進官民連絡会」において、官民連携により、<u>平成 32 年(2020 年)までの空港グランドハンドリングでの省力化技術の導入、平成 42 年(2030 年)までの自動化技術の導入</u>という目標を設定し、現在、貨物運搬車等の支援車両の自動走行や旅客搭乗橋の自動装着等、先端技術の活用に向けた実証実験を行っており、業務の省力化・効率化に取り組んでいる。具体的には、平成 30 年度内に空港制限区域内における乗客・乗員等の輸送を想定した自動走行の実証実験を4空港8件予定しており、さらに<u>平成 31 年度以降も取組を拡大していく</u>予定である。</p>

			(国内人材確保のための取組) [略]	(国内人材確保のための取組) [同左]
2	2	2(3)	<p>近年の訪日外国人旅行者の増加や LCC(Low Cost Carrier:格安航空会社)の事業拡大に伴い、国際線旅客数及び着陸回数は過去5年間でそれぞれ約1.6倍、約1.5倍と増加しているなど、我が国の航空需要は拡大を続けている。さらに、今後「明日の日本を支える観光ビジョン」における訪日外国人旅行者数の政府目標(2020年4,000万人、2030年6,000万人)の達成に向けた国際線旅客の更なる増加等に的確に対応していくためには、これを支える航空分野の人材確保が極めて重要である。しかしながら、航空分野においては、生産性向上や国内人材確保の取組を進めているものの、即戦力となる航空専門学校の入学者数の定員割れが常態化しており、また、整備士の高齢化等による大量退職への対応も喫緊の課題となっている。航空分野に従事している主な職種での平成29年度における有効求人倍率は4.17倍(陸上荷役・運搬作業員4.97倍、他に分類されない輸送の職業2.17倍、輸送用機械器具整備・修理工(自動車を除く。)2.00倍)となっており、平成28年の雇用動向調査における職業別の欠員率が運輸業・郵便業3.4%等となっているほか、今後もさらに航空需要が拡大することから、5年後の<u>令和5年(2023年)</u>には、8,000人程度の手不足が生じると見込んでおり、航空分野は深刻な人手不足の状況にあると評価できる。</p> <p>また、航空分野における業務は日本全国の空港で行われているところ、地方空港における国際線旅客数及び着陸回数が過去5年間でそれぞれ約2.5倍、約1.9倍と増加するなど、地方部の空港においても航空需要が拡大し、地方部の人</p>	<p>近年の訪日外国人旅行者の増加や LCC(Low Cost Carrier:格安航空会社)の事業拡大に伴い、国際線旅客数及び着陸回数は過去5年間でそれぞれ約1.6倍、約1.5倍と増加しているなど、我が国の航空需要は拡大を続けている。さらに、今後「明日の日本を支える観光ビジョン」における訪日外国人旅行者数の政府目標(2020年4,000万人、2030年6,000万人)の達成に向けた国際線旅客の更なる増加等に的確に対応していくためには、これを支える航空分野の人材確保が極めて重要である。しかしながら、航空分野においては、生産性向上や国内人材確保の取組を進めているものの、即戦力となる航空専門学校の入学者数の定員割れが常態化しており、また、整備士の高齢化等による大量退職への対応も喫緊の課題となっている。航空分野に従事している主な職種での平成29年度における有効求人倍率は4.17倍(陸上荷役・運搬作業員4.97倍、他に分類されない輸送の職業2.17倍、輸送用機械器具整備・修理工(自動車を除く。)2.00倍)となっており、平成28年の雇用動向調査における職業別の欠員率が運輸業・郵便業3.4%等となっているほか、今後もさらに航空需要が拡大することから、5年後の<u>平成35年(2023年)</u>には、8,000人程度の手不足が生じると見込んでおり、航空分野は深刻な人手不足の状況にあると評価できる。</p> <p>また、航空分野における業務は日本全国の空港で行われているところ、地方空港における国際線旅客数及び着陸回数が過去5年間でそれぞれ約2.5倍、約1.9倍と増加するなど、地方部の空港においても航空需要が拡大し、地方部の人</p>

			<p>手不足も深刻化していくことが見込まれる。</p> <p>航空輸送は我が国の経済社会活動や国民生活を支える基盤であり、航空分野の現場で即戦力となる人材は、安全で安定的な輸送の確保のための重要な役割を担っている。訪日外国人旅行者の増加等による航空需要の増加に的確に対応していくことが求められる中、資格保持者等の指導者やチームリーダーの指導・監督の下で、空港内での作業の制約を理解し、航空機用の特殊な機材や工具を用いて作業を行うという一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。</p>	<p>手不足も深刻化していくことが見込まれる。</p> <p>航空輸送は我が国の経済社会活動や国民生活を支える基盤であり、航空分野の現場で即戦力となる人材は、安全で安定的な輸送の確保のための重要な役割を担っている。訪日外国人旅行者の増加等による航空需要の増加に的確に対応していくことが求められる中、資格保持者等の指導者やチームリーダーの指導・監督の下で、空港内での作業の制約を理解し、航空機用の特殊な機材や工具を用いて作業を行うという一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。</p>
3	3	3(1)ア	「 <u>特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング)</u> 」	「 <u>航空分野技能評価試験(仮称)(空港グランドハンドリング)</u> 」
4	3	3(1)イ	「 <u>特定技能評価試験(航空分野:航空機整備)</u> 」	「 <u>航空分野技能評価試験(仮称)(航空機整備)</u> 」
5	3	3(2)	「 <u>国際交流基金日本語基礎テスト</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」	「 <u>日本語能力判定テスト(仮称)</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」
6	4	5(2)イ	<p>特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「<u>航空分野特定技能協議会</u>」(以下「<u>協議会</u>」という。)の構成員になること。</p>	<p>特定技能所属機関は、国土交通省が設置する<u>協議会</u>の構成員になること。</p>

別紙 10 宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更案	現行
1	2	2(3)	<p>平成 29 年の訪日外国人旅行者数は 2,869 万人であり、これは平成 24 年と比較すると約 3.4 倍の増加となっている。さらに、今後「明日の日本を支える観光ビジョン」における訪日外国人旅行者数の政府目標(2020 年 4,000 万人、2030 年 6,000 万人)の達成に向けた宿泊需要に対応するためには、これを支える宿泊分野の人材確保が必要不可欠である。また、観光を地方創生につなげていくためには、3大都市圏以外の地方部への外国人旅行者の訪問を増大させる必要があるが、その延べ宿泊者数は、最近5年間で大都市圏では約 2.2 倍、地方部では約 2.8 倍の増加となっており、全国にわたって、宿泊需要の増大への対応が必要となっている。</p> <p>他方、宿泊分野に係る職業の有効求人倍率(平成 29 年度)は全国で 6.15 倍であり、また、宿泊業、飲食サービス業の欠員率(平成 29 年)は全国で 5.4%となっており、宿泊分野では、現時点で既に約3万人の人手不足が生じているものと推計しているが、さらに、今後の訪日外国人旅行者の増加等に伴い、5年後(令和5年)までに全国で 10 万人程度の人手不足が生じると見込んでいる。</p> <p>以上のような状況に対応するため、宿泊分野において、一定の専門性・技能を有し、その能力を用いたフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の様々な業務に従事す</p>	<p>平成 29 年の訪日外国人旅行者数は 2,869 万人であり、これは平成 24 年と比較すると約 3.4 倍の増加となっている。さらに、今後「明日の日本を支える観光ビジョン」における訪日外国人旅行者数の政府目標(2020 年 4,000 万人、2030 年 6,000 万人)の達成に向けた宿泊需要に対応するためには、これを支える宿泊分野の人材確保が必要不可欠である。また、観光を地方創生につなげていくためには、3大都市圏以外の地方部への外国人旅行者の訪問を増大させる必要があるが、その延べ宿泊者数は、最近5年間で大都市圏では約 2.2 倍、地方部では約 2.8 倍の増加となっており、全国にわたって、宿泊需要の増大への対応が必要となっている。</p> <p>他方、宿泊分野に係る職業の有効求人倍率(平成 29 年度)は全国で 6.15 倍であり、また、宿泊業、飲食サービス業の欠員率(平成 29 年)は全国で 5.4%となっており、宿泊分野では、現時点で既に約3万人の人手不足が生じているものと推計しているが、さらに、今後の訪日外国人旅行者の増加等に伴い、5年後(平成 35 年)までに全国で 10 万人程度の人手不足が生じると見込んでいる。</p> <p>以上のような状況に対応するため、宿泊分野において、一定の専門性・技能を有し、その能力を用いたフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の様々な業務に従事す</p>

			る外国人を受け入れることにより、宿泊分野の深刻な人手不足の解決に繋げることが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。	る外国人を受け入れることにより、宿泊分野の深刻な人手不足の解決に繋げることが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。
2	2	3(1)	「 <u>宿泊業技能測定試験</u> 」	「 <u>宿泊業技能測定試験(仮称)</u> 」
3	2	3(2)	「 <u>国際交流基金日本語基礎テスト</u> 」又は「日本語能力試験(N4以上)」	「 <u>日本語能力判定テスト(仮称)</u> 」又は「日本語能力試験(N4以上)」
4	3	5(2)イ	特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「 <u>宿泊分野特定技能協議会</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。	特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「 <u>宿泊分野における外国人材受入協議会(仮称)</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。

別紙 11 農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更案	現行
1	2	3(1)ア	「 <u>農業技能測定試験(耕種農業全般)</u> 」	「 <u>農業技能測定試験(仮称)(耕種農業全般)</u> 」
2	2	3(1)イ	「 <u>農業技能測定試験(畜産農業全般)</u> 」	「 <u>農業技能測定試験(仮称)(畜産農業全般)</u> 」
3	3	3(2)	「 <u>国際交流基金日本語基礎テスト</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」	「 <u>日本語能力判定テスト(仮称)</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」
4	3	5(2)ウ	特定技能所属機関は、「 <u>農業特定技能協議会</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。	特定技能所属機関は、「 <u>農業特定技能協議会(仮称)</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。

別紙 12 漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更案	現行
1	2	3(1)ア	「 <u>漁業技能測定試験(漁業)</u> 」	「 <u>漁業技能測定試験(仮称)(漁業)</u> 」
2	2	3(1)イ	「 <u>漁業技能測定試験(養殖業)</u> 」	「 <u>漁業技能測定試験(仮称)(養殖業)</u> 」
3	2	3(2)	「 <u>国際交流基金日本語基礎テスト</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」	「 <u>日本語能力判定テスト(仮称)</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」
4	3	5(2)イ	特定技能所属機関は、「 <u>漁業特定技能協議会</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。	特定技能所属機関は、「 <u>漁業特定技能協議会(仮称)</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。

別紙 13 飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更案	現行
1	3	2(3)	<p>飲食料品製造業は、事業所数及び従業者数が製造業の中では第1位であり、また、大都市圏とそれ以外の地域において、従業者数比率に大きな偏りはなく、地域経済の観点からも雇用と生産を支える産業として重要な役割を担っているといえる。</p> <p>経済産業省「工業統計調査(平成 29 年)」によれば、製造業全体に占める食料品製造業の従業者数の比率は、3大都市圏が 13.0%、それ以外の地域が 15.1%となっており、ほぼ同程度の水準となっている。</p> <p>また、経済産業省「経済センサス(平成 28 年)」によれば、食料品製造業の製造品出荷額が製造業で第1位となっているのは9道県(北海道、宮城、新潟、奈良、高知、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄)となっている。また、第3位までに位置している都道府県は 23 道府県に上っている。</p> <p>次に、飲食料品製造業分野における労働力需給の現在の状況は、他の製造業と比べ雇用人員不足感が高い状況にある。平成 29 年度の飲食料品製造業分野の有効求人倍率は 2.78 倍であり、1.54 倍である全体より大きい。また、厚生労働省「雇用動向調査」によれば、平成 28 年度の欠員率が 3.0%に達している。さらに、日銀短観によれば、「食料品製造業」(中小企業)の雇用人員判断(DI)は、平成 29 年3月</p>	<p>飲食料品製造業は、事業所数及び従業者数が製造業の中では第1位であり、また、大都市圏とそれ以外の地域において、従業者数比率に大きな偏りはなく、地域経済の観点からも雇用と生産を支える産業として重要な役割を担っているといえる。</p> <p>経済産業省「工業統計調査(平成 29 年)」によれば、製造業全体に占める食料品製造業の従業者数の比率は、3大都市圏が 13.0%、それ以外の地域が 15.1%となっており、ほぼ同程度の水準となっている。</p> <p>また、経済産業省「経済センサス(平成 28 年)」によれば、食料品製造業の製造品出荷額が製造業で第1位となっているのは9道県(北海道、宮城、新潟、奈良、高知、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄)となっている。また、第3位までに位置している都道府県は 23 道府県に上っている。</p> <p>次に、飲食料品製造業分野における労働力需給の現在の状況は、他の製造業と比べ雇用人員不足感が高い状況にある。平成 29 年度の飲食料品製造業分野の有効求人倍率は 2.78 倍であり、1.54 倍である全体より大きい。また、厚生労働省「雇用動向調査」によれば、平成 28 年度の欠員率が 3.0%に達している。さらに、日銀短観によれば、「食料品製造業」(中小企業)の雇用人員判断(DI)は、平成 29 年3月</p>

		<p>にはマイナス 30 であったものが、平成 30 年9月にはマイナス 41 となり、今後の先行きもマイナス 46 となることが見込まれており、「製造業全般」(中小企業)よりも深刻な状況である。</p> <p>経済産業省「経済センサス」及び「工業統計調査」によれば、平成 28 年の飲食料品製造業の従業員数は約 140 万人であり、また、厚生労働省「雇用動向調査」によれば、平成 28 年の欠員率は 3.0%である。これら二つの数値を乗じることにより、欠員数を 4.3 万人と見込んでいる。</p> <p>現在のトレンドを踏まえれば、5年後の令和5年度には、欠員率は 5.1%に増加することが見込まれ、従業員数を横ばいとして、欠員数は 7.3 万人と推計している。</p> <p>このため、飲食料品製造業分野においては、生産性の向上及び国内人材の確保に向けた最大限の努力を不断に行っているところであるが、ある程度目視や手作業に頼らざるを得ない工程もあり機械化の取組にも限界があること、平成 30 年の食品衛生法改正により、令和2年6月までに全ての飲食料品製造業者にHACCP(原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム)に沿った衛生管理の制度化への対応が求められることから、今後、飲食料品の製造現場においてHACCPを含む衛生管理の知識を有する人材を確保していくことが急務な状況となっていること等から、人手不足の状況を直ちに改善することは困難である。</p> <p>このため、飲食料品製造業の持続可能性を阻害しないよう、特定技能外国人を受け入れることで、我が国の飲食料品製造業の持続的な存続・発展を図り、良質で安全な飲食料品を安定的に供給する体制を確保することが必要不可欠で</p>	<p>にはマイナス 30 であったものが、平成 30 年9月にはマイナス 41 となり、今後の先行きもマイナス 46 となることが見込まれており、「製造業全般」(中小企業)よりも深刻な状況である。</p> <p>経済産業省「経済センサス」及び「工業統計調査」によれば、平成 28 年の飲食料品製造業の従業員数は約 140 万人であり、また、厚生労働省「雇用動向調査」によれば、平成 28 年の欠員率は 3.0%である。これら二つの数値を乗じることにより、欠員数を 4.3 万人と見込んでいる。</p> <p>現在のトレンドを踏まえれば、5年後の平成 35 年度には、欠員率は 5.1%に増加することが見込まれ、従業員数を横ばいとして、欠員数は 7.3 万人と推計している。</p> <p>このため、飲食料品製造業分野においては、生産性の向上及び国内人材の確保に向けた最大限の努力を不断に行っているところであるが、ある程度目視や手作業に頼らざるを得ない工程もあり機械化の取組にも限界があること、平成 30 年の食品衛生法改正により、平成 32 年6月までに全ての飲食料品製造業者にHACCP(原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム)に沿った衛生管理の制度化への対応が求められることから、今後、飲食料品の製造現場においてHACCPを含む衛生管理の知識を有する人材を確保していくことが急務な状況となっていること等から、人手不足の状況を直ちに改善することは困難である。</p> <p>このため、飲食料品製造業の持続可能性を阻害しないよう、特定技能外国人を受け入れることで、我が国の飲食料品製造業の持続的な存続・発展を図り、良質で安全な飲食料品を安定的に供給する体制を確保することが必要不可欠で</p>
--	--	---	---

			ある。	ある。
2	4	3(1)	「 <u>飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験</u> 」	「 <u>飲食料品製造業技能測定試験(仮称)</u> 」
3	4	3(2)	「 <u>国際交流基金日本語基礎テスト</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」	「 <u>日本語能力判定テスト(仮称)</u> 」又は「 <u>日本語能力試験(N4以上)</u> 」
4	4	5(2)ア	特定技能所属機関は、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される「 <u>食品産業特定技能協議会</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。	特定技能所属機関は、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される「 <u>食品産業特定技能協議会(仮称)</u> 」(以下「協議会」という。)の構成員になること。
5	5	5(5)ア	特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないよう、「 <u>飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験</u> 」の国内における試験は、大都市に限らず地方も含めて幅広く実施するという観点から、全国 10 か所程度で実施する。	特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないよう、「 <u>飲食料品製造業技能測定試験(仮称)</u> 」の国内における試験は、大都市に限らず地方も含めて幅広く実施するという観点から、全国 10 か所程度で実施する。

別紙 14 外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

下線の部分は変更部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	変更箇所	変更案	現行
1	3	2(3)	<p>外食業分野の飲食物調理や接客といった業務は、状況に応じて臨機応変に作業内容を変える判断が必要となること、また手作り感やホスピタリティといった外食業ならではの価値を作り出すことが求められること等から、機械化による省力化にも限りがあるなど、生産年齢人口が大幅に減少する中で深刻な人手不足の状況が発生している。</p> <p>平成29年度の外食業の有効求人倍率は、「飲食店主・店長」が12.68倍、「飲食物給仕係」が7.16倍、「調理人」が3.44倍、「外食(各職業分類を加重平均したもの)」が4.32倍であり、1.54倍である全体の3倍近くとなっている。また、外食業を含む「宿泊・飲食サービス業」の平成29年上半期の欠員率は5.4%と全産業計(2.4%)の2倍以上と高水準にある。これに外食業の従業員数約470万人を乗じると欠員数約25万人と試算されることである。さらに、日銀短観によれば、「宿泊業、飲食サービス業」の雇用人員判断(DI)は、平成30年9月の実績がマイナス58、同12月の予測が、マイナス63と、どちらも全調査対象業種中最低となっている。</p> <p>上記(2)のような取組を行ってもなお、外食業は深刻な人手不足の状態にあり、今後、生産性向上、国内人材確保の取組を継続していくとしても、人手不足が完全に解消される見込みとはなっていないところである。</p>	<p>外食業分野の飲食物調理や接客といった業務は、状況に応じて臨機応変に作業内容を変える判断が必要となること、また手作り感やホスピタリティといった外食業ならではの価値を作り出すことが求められること等から、機械化による省力化にも限りがあるなど、生産年齢人口が大幅に減少する中で深刻な人手不足の状況が発生している。</p> <p>平成29年度の外食業の有効求人倍率は、「飲食店主・店長」が12.68倍、「飲食物給仕係」が7.16倍、「調理人」が3.44倍、「外食(各職業分類を加重平均したもの)」が4.32倍であり、1.54倍である全体の3倍近くとなっている。また、外食業を含む「宿泊・飲食サービス業」の平成29年上半期の欠員率は5.4%と全産業計(2.4%)の2倍以上と高水準にある。これに外食業の従業員数約470万人を乗じると欠員数約25万人と試算されることである。さらに、日銀短観によれば、「宿泊業、飲食サービス業」の雇用人員判断(DI)は、平成30年9月の実績がマイナス58、同12月の予測が、マイナス63と、どちらも全調査対象業種中最低となっている。</p> <p>上記(2)のような取組を行ってもなお、外食業は深刻な人手不足の状態にあり、今後、生産性向上、国内人材確保の取組を継続していくとしても、人手不足が完全に解消される見込みとはなっていないところである。</p>

			<p>また、外食業は、国民に豊かで多様な食生活を提供するだけでなく、訪日外国人旅行者を我が国に呼び込む上で魅力を提供するものであるが、集客力のある観光地等において飲食サービスの提供が求められるにもかかわらず、周辺に働き手が存在しないというミスマッチの発生が想定される。例えば、平成 29 年度の求人数・求職者数を分析したところ、大都市圏以外では、北陸地方や中四国地方において、人手不足の傾向が見受けられた。このような状況に対処して、今後も安全で質の高い商品・サービスの提供を行うための人材を十分に確保するためには、一定の専門性・技能を有する即戦力の外国人を受け入れることが必要不可欠である。</p> <p>なお、外国人の受入れに当たっては、以下のような食品衛生に関する状況も考慮することが必要である。</p> <p>食中毒事件のうち、原因施設として判明しているものの中で「飲食店」が占める割合は常に高い。また、平成 30 年の食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の改正(平成 30 年 6 月 13 日公布)により、令和 2 年 4 月からは飲食店においても HACCP(原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム)に沿った衛生管理が求められることとなる見込みであることから、今後、外食業において HACCP を含む衛生管理の知識を有する従業員の割合を増やしていくことが重要となっている。</p>	<p>また、外食業は、国民に豊かで多様な食生活を提供するだけでなく、訪日外国人旅行者を我が国に呼び込む上で魅力を提供するものであるが、集客力のある観光地等において飲食サービスの提供が求められるにもかかわらず、周辺に働き手が存在しないというミスマッチの発生が想定される。例えば、平成 29 年度の求人数・求職者数を分析したところ、大都市圏以外では、北陸地方や中四国地方において、人手不足の傾向が見受けられた。このような状況に対処して、今後も安全で質の高い商品・サービスの提供を行うための人材を十分に確保するためには、一定の専門性・技能を有する即戦力の外国人を受け入れることが必要不可欠である。</p> <p>なお、外国人の受入れに当たっては、以下のような食品衛生に関する状況も考慮することが必要である。</p> <p>食中毒事件のうち、原因施設として判明しているものの中で「飲食店」が占める割合は常に高い。また、平成 30 年の食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の改正(平成 30 年 6 月 13 日公布)により、平成 32 年 4 月からは飲食店においても HACCP(原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム)に沿った衛生管理が求められることとなる見込みであることから、今後、外食業において HACCP を含む衛生管理の知識を有する従業員の割合を増やしていくことが重要となっている。</p>
2	3	3(1)	「外食業特定技能 1 号技能測定試験」	「外食業技能測定試験(仮称)」
3	3	3(2)	「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4 以上)」	「日本語能力判定テスト(仮称)」又は「日本語能力試験(N4 以上)」

4	4	5(2)ウ	<p>特定技能所属機関は、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される「<u>食品産業特定技能協議会</u>」(以下「協議会」という。)の構成員になること。</p>	<p>特定技能所属機関は、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される「<u>食品産業特定技能協議会(仮称)</u>」(以下「協議会」という。)の構成員になること。</p>
5	5	5(5)ア	<p>特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないよう、「<u>外食業特定技能1号技能測定試験</u>」の国内における試験は、大都市圏以外の地方を含めた全国10か所程度で実施する。</p>	<p>特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないよう、「<u>外食業技能測定試験(仮称)</u>」の国内における試験は、大都市圏以外の地方を含めた全国10か所程度で実施する。</p>